

アルゼンチン一九七二年新会社法の素描(二)

中 川 和 彦

九

一 株式会社に関する諸規定は、旧法と比べると大巾に改正されており、新法の制定による今回の改正の中心部分をなしている。立法趣意書によれば(立法趣意書第五章第一節(2)参照)、草案起草者は観念的な立場ではなく、むしろ多くの場合純粹な理論面を犠牲にしてまでも、実務上の要請を重視したという。そして、次のような点に改正の主眼をおいたとする。

- i 設立手続における準則主義の導入
- ii 設立後の監督の面における公開会社と閉鎖会社との区別
- iii 株主の権利の強化

アルゼンチン一九七二年新会社法の素描(二)

iv 取締役制度の不備の補完、監査役制度の改善、および監査会の任意設置による会社の機関制度の整備

二 旧法の下における株式会社について、代表的な学説は次のように定義していた。⁽¹⁾

「目的のいかんを問わず、商事法の適用を受け、かつ政府の認可に服する会社であつて、社号ではなく、その事業目的の一部とする特別の名称の下に活動し、株式により代表される資本を有し、社員の実任は有限で、かつ、取締役または取締役会により管理され、定期的に総会により、恒常的に監査役により監査され、これに加えて、政府の監督を受けるもの」と。

この定義の内容はおおむね新法の下でも維持されているが、修正を加えられた箇所が若干ある。

(一) Malagariga, *Tratado*, Tomo I, p. 350.

三 旧法の下におけるアルゼンチン株式会社法の特色の一つは、いわゆる行政的監督制度であつた。⁽¹⁾ この制度は株式会社設立における免許主義と設立後の会社に対する監督官庁による監督を骨子とするが、アルゼンチンでは旧法の下における監督官庁の範囲が無制限と言えるほどに広く、多くの批判がこれに向けられていた。そのため後に再述するように当初の Malagariga および Aziria 参考草案のように完全な準則主義の採用も考慮されたこともあつたが、結局、緩和した形で、この行政的監督制度を維持する Halperin の参考草案が採用されることとなつた。

すなわち、新法において、監督官庁による設立免許はすべての会社に対して行なわれるが、その際旧法の下におけるような大巾な裁量権は監督官庁に与えられていない。また、設立後の監督についても、株式会社を公開会社と閉鎖会社に二分し、⁽²⁾ 前者については恒常的に監督が行なわれるが、後者については、監督は例外的とされる。

この公開会社 (sociedad abierta) とは次のものをいう (新法一九九条)。

- i 自社の株式または社債を公衆に売出す会社
 - ii 資本金が五〇〇万ペソ (邦貨約二五〇〇万円) をこえる会社
 - iii 公私合弁会社または国家の多数参加株式会社
 - iv 積立、貯蓄取引などを行なう会社
 - v コンセッション、公役務などを開発する会社
 - vi 右の会社の一社を支配する会社、または従属会社
- これに対して閉鎖会社 (sociedad cerrada) とは公開会社を除く会社をいう (新法三〇〇条)。

(1) この制度をアルゼンチン以外のラテン・アメリカ諸国の若干の国も採用している。詳細は、中川和彦稿「ラテン・アメリカ諸国における株式会社に対する行政的監督制度」『一橋論叢』四七巻一号、アルゼンチンにおけるこの制度については、中川和彦稿「アルゼンチンにおける株式会社に対する行政的監督制度」『アジア経済』五巻一〇号を参照されたい。

(2) 本文の叙述において「公開会社」「閉鎖会社」の語を用いたが、新法の法条においては「第二九九条に包含する会社」「第二九九条に包含されない会社」といい、公開会社・閉鎖会社の語を用いない。これらが用いられているの立法趣意書においてであって、筆者は立法趣意書の用例に従ったままである。

四 資本の制度について、旧法では引受は資本金の二〇パーセントでよく、払込はさらにその一〇パーセント、すなわち、表示資本の二パーセントでよいことになっていた (商三二八条)。新法では、資本金の最低額につい

アルゼンチン一九七一年新会社法の素描 (二)

アルゼンチン一九七二年新会社法の素描(二)

て、同じく、規定はないが、原則として、設立時に全額の引受を要し(ただし、後述する「認可資本」の場合もある)、払込については金銭出資は二五パーセント(分割払込制)、現物出資については全額の払込を要することとされた(新法一八七条)。

新法第一八八条に次の規定がおかれた。

①「資本の五倍の額までの増資」定款に資本金をその五倍の額まで増加することを予め定めることができる。これは監督官庁に新たな認可を申請することなく、総会の決議により定められる。

②「委任」総会は発行の時期、払込の方法および条件を取締役に委任できる。総会のこの決議は公告かつ登記されるものとする。」

これにより「認可資本」(capital autorizado)の制度の採用が可能となった。

なお、株式の額面割れ発行は許さない、というのが原則であるが(新法二〇二条)、例外として、一九七一年「資本市場再建のための措置に関する法律第一九〇六号」⁽¹⁾による場合、額面割れ発行を容認する。同法によれば証券取引所に上場を承認された会社は、同法の定める限度内で額面割れ発行が許されることになっている(一条)。

(1) 同本のテキストは左記に収録してある。

Hector Alegria, *Sociedades Anónimas: Actualización*, 1972, Buenos Aires (Forum), pp. 267~270.

五 ラテン・アメリカの他の諸国と同様に、アルゼンチンにおいても社号 (razón social) と名称 (denominación) とは区別されている(商三二三条参照)。しかし、実際の慣行では発起人、大株主などの名前を名称の中に入れておける例が多く⁽¹⁾、立法のうちにも条件付でこれを容認するものがあつた(たとえば、一九三三年四月二七日付デクレ

ト一七条。新法も、名称に実在人の名前を包含することを明文をもって認めている（新法一六四条）。

(1) Malagariga, *Treatado*, Tomo I, p. 373.

六 新法は会社の機関として、新法は株主総会、取締役または取締役会、監査会および監査役または会計検査役の四者を規定するが、このうち監査会は旧法になく、ドイツ法、フランス法の影響を受けて設けられたものである。この監査会のおかれる場合、監査役に代えて会計検査役をおいてもよい（新法二八三条）。したがって、新法の下における機関の構成として、次の三者が考えられる。

第一に、株主総会、取締役または取締役会、および監査役または監査役会という伝統的なタイプ。

第二に、株主総会、取締役または取締役会、監査会、および監査役または監査役会というタイプ。

第三に、株主総会、取締役または取締役会、監査会、および会計検査役というタイプ。

10

一 株式会社に関するアルゼンチン法の特色の一つは行政的監督制度であった。新法はこの立場を維持する。

旧法の下における行政的監督制度について種々の議論があった。特に商法第三一八条を根拠として監督官庁に無制限とも言える裁量権が与えられていることが批判的であった。⁽¹⁾

新法は、後述するような理由でこの制度を維持しているが、旧法におけるが如きものではなく、緩和されたものである。

立法趣意書は、新法が行政的監督制度を維持した理由として次の点をあげている（第五章第二節(6)）。

アルゼンチン一九七二年新会社法の素描(一)

アルゼンチン一九七二年新会社法の素描(4)

i 株式会社制度が発展しているにもかかわらず、立法が旧態依然であること、また商業登記制度が不備であったという事情から、行政的監督制度がアルゼンチンで支持されているということ。

ii 商業登記制度の整備が監督官庁の関与によって初めて可能となると見込まれていること。

iii 監督官庁の経験を利用できること。その判断に対して訴による救済が認められたこと(新法一六九条)。

iv 設立後の監督は主として公開会社に対するものであって、これにより大衆の貯蓄が保護され、一般利益と一致すること。

(1) 中川和彦稿「アルゼンチンにおける株式会社に対する行政的監督制度」参照。

ii 株式会社の行政的監督にあたっている監督官庁は、現在、法人監督局(Inspección General de Personas Jurídicas)である。これは、長い間監督にあっていた Inspección General de Justicia が、一九七〇年の法律第一八八〇五号⁽¹⁾により改組されたものである。

法人監督局は、その前身の Inspección General de Justicia と同じく、法務省(Secretaría de Estado de Justicia de la Nación)に帰属し(法律第一八八〇五号一条)、その権限は、法令の遵守を確保し、かつ公共の利益を守るため、アルゼンチン領土内における株式組織の会社(株式会社および株式合資会社)、投資共有基金(fondo común de inversión)、組合(sociedad civil)、および財団(Fundación)の設立、運営、解散および清算に干渉し、ならびにアルゼンチン領土内における積立、貯蓄取引を監督することにおよぶ(同法一条)。したがって、その監督の対象となるのは、株式会社および株式合資会社に限らず協同組合、外国会社、組合、社団、投資共有基金などにも及ぶのである(同法二条)。

(1) 本法のテキストは左記に収録してある。

Alegria, Sociedades Anónimas: Actualización, pp. 13~19.

三 株式会社の設定における監督は次の如くである。

i 設立契約は監督官庁に届出なければならない(新法一六七条)。監督官庁は法定要件履行の有無を検査する。この判断に対して、訴による救済が認められている(新法一六九条)。

ii 監督官庁の免許は登記裁判官を拘束しない。もしも、会社契約が法令に違反する場合、仮に免許を受けているとしても登記裁判官は登記の申請を却下することができる(新法一六七条二項)。

iii 共通善、また公共の利益の保護は一般法(たとえば、民九五三条)、または各種の業法によることになる(銀行・保険業など)。

四 右のように、監督官庁の監督は設立の段階においてはすべての株式会社に及ぶが、設立後の監督は公開会社についてのみ行なわれ、閉鎖会社については例外的に行なわれるにすぎない。

閉鎖会社が監督を受ける例外的な場合は次の通りである(新法三九一条)。

i 引受資本の一〇パーセントを代表する株主の請求するとき

ii 根拠のある決定により、公共の利益を守るために必要とみなすとき

この監督は法令、定款などの違反を対象とするのであって、このため、監督官庁は必要とする書類の提出を求め、会社の帳簿を検査し、説明を求め、総会に出席することができる(法律第一八〇五号四条)。

違反の事実のあるとき、監督官庁は次の措置をとる(新法三〇一条)。

アルゼンチン一九七二年新会社法の素描(6)

アルゼンチン一九七二年新会社法の素描 (4)

i 警告

ii 警告および公告

iii 会社、取締役および監査役への罰金。これは、違反の程度および会社の資本金額を勘案して一〇万ペソ（邦貨約五〇万円）以下とされている。

さらに、場合によれば、監督官庁は、裁判所に次のことを申立てることもできる（新法三〇一条）。

i 法令、定款に違反する会社の機関の決定の停止

ii 株式・社債の公衆への売出し、資金の受入れ、などがなされている場合、行政官庁の介入

iii 場合によっては、会社の解散・清算

一一

一 株式会社の設立手続について、旧法では同時設立および漸次設立の二つがあった。しかし、実際界では主として前者が用いられ、後者による設立例は稀と⁽¹⁾言われていた。それにもかかわらず、新法では引き続きこれら二者を規定する。

その理由として、立法趣意書は、一つは、国家多数参加株式会社、公私合併会社、公共事業を目的とする会社などの場合、漸次設立の手続がとられること、二つは、資本の増加について、漸次設立の規定を準用することをあげている（第五章第二節(1)参照）。

(1) Hector Alegria, *Sociedades Anónimas*, 1971, Buenos Aires (Forum), p. 32.

ii 同時設立 (constitución simultánea) とは資本の引受が設立証書で行なわれるので単一行為による設立 (constitución por acto único) ともし、わが国の発起設立に相当する。

この手続による場合、会社契約 (定款) の記載事項は会社一般について前述したところのもの (本稿三の四、本誌四〇号一二三三ページ以下) に次の事項が加えられる (新法一六六条)。

- i 資本に関する事項。株式、資本の増加に関する事項も含む。
- ii 資本金額の引受け。なお、払込みについては分割払込制がとられるが、未払込額は二年以内に払込まれることを要する (新法一六六条二号)。

iii 取締役、監査役の選任

なお、設立免許の申請にあたるのは、そのことのために選任された取締役である (新法一六七条)。

iii 漸次設立 (constitución sucesiva) は新法では公募設立 (constitución por suscripción pública) ともし、(新法一六八条)、わが国の募集設立に相当する。この手続がアルゼンチンではほとんど用いられていないにもかかわらず、新法に引続き規定がおかれた理由は先述した通りであって、新法は引受人の保護をはかるなど、旧法の規定を補っている。

漸次設立の場合の手続は次の如くである。

- i 目論見書 (Programa) の作成。公正証書でも私署証書でもかまわない (新法一六八条)。目論見書の記載事項 (新法一七〇条)。

ii 目論見書の監督官庁への届出。これが法定要件を満足していると認可される (新法一六八号一項)。認可を

アルゼンチン一九七二年新会社法の素描 (三)

アルゼンチン一九七二年新会社法の素描(一)

受けると、登記される(新法一六八条一項)。

iii 株主の募集、申込、株式の引受、払込。引受契約の記載事項(新法一七二条)。

iv 創立総会の開催(新法一七六条ないし一七九条)。

v 設立契約の免許(新法一六七条一項)、登記、公告(新法一八〇条)。

前述したように、新法は漸次設立における株式引受人の保護が多くの点ではかられている。列挙すれば、

i 目論見書が監督官庁の事前の認可を要すること(新法一六八条、一七〇条)。

ii 株金の払込の預託に銀行が関与すること(新法一七〇条一項四号)。

iii 引受契約の作成・交付に銀行が関与すること(新法一七二条二項)。

iv 募集期間が目論見書の登記日から3カ月間に限定されたこと(新法一七一条)。

v 創立総会の開催まで設立に必要な業務の執行を発起人に義務づけたこと(新法一七五条)。

vi 創立総会の議長に監督官庁の職員があたるとともに、銀行が立合うこと(新法一七六条)。

vii 発企人の責任が詳細に規定されたこと(新法一八一一条、一八二条、一八四条)。

四 同時設立の場合も、漸次設立の場合も、設立証書が作成されるが、これを公正証書(*escritura pública*)として作成することは要件ではない。したがって、私署証書(*escritura privada*)でもかまわない。その理由として、立法趣意書は次の点をあげている(第五章第二節(2)参照)。

i 株式会社の設定手続に監督官庁および登記裁判官が関与すること(新法一六七条)。とくに、登記前、登記裁判官の面前で、設立人による追認(*ratificación*)が行なわれるが(新法五条一項)、これにより設立行為の真

正さが保証されることになる。

ii 定款が法定要件を満足することは監督官庁の免許により確保されること。

iii アルゼンチンで従来このやり方に余り不都合がなかったこと。

iv 公証手続の省略により設立費用を節約できること。

五 株式の相互引受は、前述の如く禁止された(新法三二条)(本稿、三の七、本誌四〇号一二七ページ参照)。これは資本の充実の要請に反するからである。

六 現物出資の評価に関する旧法の規定の不備は学説の多くが指摘するところであった。新法では一応整備された。すなわち、現物出資の評価は監督官庁の認可を要することとし、その基準として、現物出資の評価に、市価(valor corriente)のあるものについては市場価格(valor de plaza)をとり、また諸官公署もしくは国立諸銀行から資料を得られぬときは、鑑定人の評価によることとされた(新法五三条)。

七 発起人に相当するものを、同時設立の場合、fundador といい、漸時設立の場合、promotor とし、fundador (設立人)とは設立証書に署名した者をいい(新法一六六条二項)、これに対して、目論見書の署名者がpromotor (発企人)とみなされている(新法一六八条三項)。

設立人および発企人はともに、取締役とともに、会社の法的設立手続が終了するまで、行った行為および受領した財物について無限かつ通常の責任を負い(新法一八三条)、会社が登記されると、この責任を免除される(新法一八四条)。

しかし、発企人は、右の他に、関与銀行の費用も含めて、設立のために契約した債務につき無限かつ連帯の責

アルゼンチン一九七二年新会社法の素描 (二)

任を負う(新法一八二条一項)。

一一

一 新法の第二〇七条から第二二六条に株式に関する規定がおかれ、旧法に比べて充実した、しかし、株式の最低額について規定がない。

二 株式は等額であって、アルゼンチン通貨で表示されなければならない(新法二〇七条)。この点、外貨建の発行も認めるべしとの意見が起草委員の中にあつたと言われる。しかし、そうなれば、すべての株式が強い通貨建で発行されることとなり、それでは金貨建発行と同じこととなり、外国投資家に平価切下げに対する完全な保護を与えることになるとして、委員会は外貨建発行を容認する説をとらなかつた(立法趣意書第五章第一節(5) b、参照)。

また、無額面様式(acción sin valor nominal)についても、従来の慣行の急激な変更であること、比較法的にみても(メキシコ、チリなど)余り成功していないこと、などから採用されなかつた(立法趣意書第五章第一節(5) a、参照)。

三 その表象する権利により数種の株式をおくことができる(新法二〇七条二項)。このため、普通株式(acción ordinaria)と優先株式(acción preferida)の別がある。

優先株式には財産上の権利に関するもの(acción con preferencia patrimonial)と、政治上の権利、すなわち議決権に関するものがある。前者については、わが商法におけるものと同様に、議決権を制限することは許され

ている（新法二二七条）。ここに、議決権を制限すると言うのは、次のような場合、議決権を行使できるとされているからである。すなわち、

i 普通株式より優先する配当が一会社年度以上行なわれない場合、議決権を完全に回復する（新法二二七条二項）。

ii 上場株式の場合、右の事情の続く間、上場停止または廃止となったとき、また同じ（新法二二七条三項）。

iii 組織変更、主要目的の変更、解散、存続期間の延長など（新法二四四条）の重要事項について議決権の行使が認められている場合（新法二二七条）。

四 議決権に関する優先株式がいわゆる複数議決権株であって、新法は、旧法と同様に、これを容認し、普通株一票に対して、五票まで付与することを想定している（新法二二六条）。

新法がこの制度を存続せしめた理由として、アルゼンチン経済が相当程度に発達をとげるまで、この制度が資本グループに対する一つの投資促進の誘因になることを立法趣意書は指摘する（第五章第六節(4)、参照）。

ところが、一九七一年の「資本市場再建のための措置に関する法律第一九〇六〇号」⁽¹⁾は有価証券を公募する会社について複数議決権株 (accion de voto multiple o de voto plural) の発行を禁止する（同法九条）。この規定の効力は新法により否定されていない。そのため、これは新法の複数議決権株容認に対する一つの制限であり、将来、この制度の全面廃止となれば廃止への起点となるかも知れない。

ともあれ、新法は複数議決権株を認めており、これにかんがみ、普通株の株主について次のような保護措置をとっている。

アルゼンチン一九七二年新会社法の素描 (2)

i 複数議決権株の議決権を一株五票に制限していること(新法二二六条)。

ii 総会の定足数を資本について計算し、また特定の事項の決議の要件も資本について計算していること(新法二四四条四項)。
法二四四条四項)。

iii 監査役の選任において一株一票であること(新法二八四条三項)。

(1) 本法のテキストについて本稿九の四の注1参照。

五 株式を表象する株券 (título de acción) についてその要件が定められており(新法二二一条)、かつ、株式が有価証券 (título de valores) の一つであることから、新法に抵触しない限り、有価証券に関する原則が株式についても適用する旨が明定されている(新法二二六条)。

また、アルゼンチンの実業界で、仮株券を本株券にとりかえることを考慮して(立法趣意書第五章第六節(2)参照)、払込が完了すると、仮株券 (certificado provisional) を本株券とみなす旨の規定がおかれた(新法二〇八条二項)。

次に、記名株式 (acción nominativa) と無記名株式 (acción al portador) の別があり、譲渡方法を異にするが(新法二二五条)、前者について譲渡制限の規定を定款におくことができる(新法二二三条)。

自己株式の取得禁止(新法二二〇条)、株式の消却に関する規定もある(新法二二三条)。

六 株式と款を別にして、第五款に、Bonos de Participación (利益参加証券)、Bonos de Gocé (享益証券) および Bonos de Participación para el Personal (従業員利益参加証券) が規定されている。これらはいずれも資本を代表せず、利益分配に与る権利を代表するにすぎず、株式ではない。しかし、株式に類似するので、株式に関

する規定が準用される（新法二二七条）。

利益参加証券とは、利益をもって株式を消却すべき場合、消却される株式に代えて発行できるもので（新法二二八条）、享益証券とは資本を構成しない、会社への出資について発行されるものであり（新法二二九条）、また、従業員利益参加証券は、従業員を利益参加にあずからせるために発行されるものである（新法二三〇条）。

一三

一 新法は会社の機関として株主総会、取締役または取締役会、監査会、および監査役または会計検査役を規定する。このうち、監査会はアルゼンチンの旧法に由来なく、また Malagarriga および Aziria の参考草案、また Halperin の参考草案にも見られなかったものである。立法趣意書によれば、ドイツにおける経験およびフランスの一九六六年会社を参考にして規定が設けられたことを明らかにしている（第五章第一〇節、参照）。監査会のおかれる場合、監査役を会計検査役とくえてもよい。したがって、新法の下では機関の構成の態様について種々のものが考えられ、この点は前述した（本稿、九の六、一三七ページ参照）。

二 新法の株主総会に関する規定でまず目につくのは、株主総会の分類基準で、従来、招集の時期を基準としていたのに対して、新法では、ラテン系の多くの立法と同じく、権限を区分の基準とする。すなわち、貸借対照表などの承認、取締役、監査役の選任、認可資本枠内の株式発行の承認等々を目的とするものが普通総会（*asamblea ordinaria*）（新法三四条）、定款の変更、合併、組織変更、社債の発行等々を目的とするものが特別総会（*asamblea extraordinaria*）であって、前者と比べて、後者の定足数、決議の要件などが加重されている。

アルゼンチン一九七二年新会社法の素描 (三)

この他、種類株主総会 (*asamblea especial*) もある (新法二五〇条)。

三 総会の招集手続について、旧法と比べて新法の改正点は僅かであるが、次の点が目につく。

i まず、ラテン・アメリカ諸国で一般に行なわれている慣行の一つ、第一回招集と比べて、第二回招集の場合の定足数・決議の要件を緩和して総会の成立をはかるやり方は新法でも認められているが、この便法を一層徹底させるべく、定款に規定をおけば、第一回招集総会と第二回招集総会と同時に招集できる旨を定めている (新法一九九条)。

ii 少数株主の総会招集請求権について、旧法と同様に (商三四八条参照)、資本の五パーセントを代表する株主について認められている (新法三三六条)。

iii いわゆる全員出席総会の満場一致の決議は、たとい招集手続が省略されていても有効とされた (新法三三七条四項)。

四 総会の運営について、まず、議長に関する規定が整備され、議長には、原則として、取締役会議長 (*Presidente del Directorio*)、これを欠くときは総会で選任された者があたることとされた。しかし、裁判所または監督官庁の招集する総会にあっては、これら裁判所または監督官庁の指名する者が議長となる (新法二四二条)。

次に、取締役、監査役および総支配人 (*Gerente General*) の出席が義務づけられた (新法二四〇条)。
総会成立の定足数および決議の要件について多くの点が目につく。

まず、旧法では一株主の行使できる議決権の数を制限していたが (商三五〇条)、新法ではこの制限が廃止された。

次に、定足数の計算は、原則として（後述する要件の特別に加重されている場合を除いて）、資本に関してではなく、議決権について行なわれる。普通総会の場合、第一回招集では過半数、第二回招集では、出席数のいかんを問わず成立し、決議は定款で加重されていない限り、両者とも多数決による（新法二四三条）。特別総会の場合、第一回招集では、定款で加重されていない限り、六〇パーセント、第二回招集では、同じく定款で加重されていない限り、三〇パーセントの出席をもって成立し、決議は、定款で加重されていない限り、多数決による（新法二四四条）。

そして、組織変更、合併、分割、存続期間の延長、期限前の解散、目的の基本的変更、会社の住所の外国への移転等の如き、極めて重要な事項については、一株一票で計算して議決権は株式の過半数の賛成投票を要する（新法二四四条四項）。

この決議事項の加重された事項の決議についての反対株主は株式の買取を会社に請求できる（ただし、期限前の解散の場合、合併における吸収会社の株主、さらに、上場会社の場合、合併、増資については除く）（新法二四五条）。

次に、特定の取引に関し自己または他人の計算において会社の利益に反する利益を有する株主、いわゆる特別利害関係人は投票には参加できない（新法二四八条）。取締役、監査役、監査会構成員、または総支配人は計算書類およびその他の業務執行に関する行為の承認、またその責任の解除に関する決議に参加できない旨の明文の規定がある（新法二四一条）。

五 総会決議の無効、取消しの訴えをアルゼンチン法では総会攻撃（Impugnación）といひ、旧法と比べると、新法の規定は一新された。その第二五一条ないし第二五四条の規定を要約すれば

アルゼンチン一九七二年新会社法の素描 (二)

- i 攻撃の対象となるのは法令・定款に違反する決議である。
- ii 訴を提起できるのは、取締役、監査役および反対または欠席の株主。取締役、監査役が訴提起権者に加えられるのは、もしも訴を提起できないとすれば、無効または取消しうべき決議を実施することになるからである。また、違反した法令が公序規定の場合、賛成投票した株主も訴を提起できる。
- iii 訴の提起期間は、総会決議の最終公告から六カ月である。

一四

一 取締役に関する規定は第六款「管理および代表」におかれており、第二五五条で「管理は総会が選任する一人もしくは数名の取締役により構成される Directorio、または監査会のおかれる場合は、監査会に委ねられる」と規定する。取締役の員数は閉鎖会社の場合、一名でもよいが、公開会社の場合、三名以上でなければならぬ(新法二五五条一項末文)。取締役の員数は、この法定の枠の中で、定款の任意である。取締役会の設置について新法には明文の規定がないが、新法は Directorio の語を用い、これが毎月一回開催されること、その招集手続、取締役会議長の職務などについて規定しており(新法二六七条、二四二条)、旧法の下における一般の用例と同様に、Directorio を「取締役会」と解すべきであろう。しかし、新法では、取締役が一名の場合もこの語を用いてる。

(一) Malagarriga, *Tratado, Tomo I*, p. 423; Alegria, *Sociedades Anónimas*, p. 111.

二 取締役は、原則として、総会で選任される(新法二五五条)。その際、累積投票 (elección por acumulación de

status)をとることもでき(新法二六三条)、また、数種の株式の存する場合、種類別の総会で選任する旨を定款に定めることもできる(新法二六一条)。事故のある場合、取締役に代る代行員(Suplete)も選任される(新法二五八条)。

右の原則に対して、監査会のおかれる場合、累積投票および種類別総会による選任は行なわれず(新法二八〇条)、また、定款に規定すれば、取締役は監査会により選任される。ただし、総会による解任は妨げない(新法二八一条二項(d))。

取締役の資格として株主資格は要求されていない(新法二五六条)。しかし、欠格事由として次のものが規定されている(新法二六四条)。

- i 商行為能力を有しない者
- ii 破産の未復権者。復権後も、過失破産・詐欺破産の場合一〇年間、偶発的破産の場合は五年間欠格とする。
- iii 公職就任禁止の罰を受けた者。窃盗、強盗、詐欺、贈賄、無資金小切手の振出し、公共の信頼に対する罪に問われた者、会社の設立、運営、清算中の罪に問われた者。これらの者は服役から一〇年間欠格とする。
- iv 会社の目的に関連する公職に就任している者。退任後も二年間欠格とする。

取締役の任期は三会社年度を限度とするが(新法二五七条)、再選は許される(新法二五六条)。

解任が可能であることは選任の本質であって、定款をもってしても、解任を制限または排除することは許されない(新法二五六条)。

取締役の報酬は、原則として、定款で、さもなければ、総会または監査会がこれを定めるが、監査会のそれと合算して、利益の二五パーセントをこえることは許されず、株主に利益が配当されない間は利益の五パーセントを限度とする(新法二六二条)。

三 前述したように、新法は Directorio の語を用い、取締役の員数が複数である場合、取締役会がおかれることを予定している(新法二六七条参照)。

会社の経営 (administración) は Directorio (取締役または取締役会) に属する。しかし、代表権は、定款に別段の定めのない限り、原則として、取締役会議長に帰属する(新法二六八条)。

取締役会 (Directorio) は少なくとも毎月一回開かれ、原則として、議長が招集する(新法二六七条)。

また、日常の業務にあたらせるため、取締役の一部を構成員とする執行委員会 (Comité ejecutiva) の設置も認められている(新法二六九条)。これがおかれる場合、取締役会は執行委員会の監督機関となる。

取締役の職務は個人的 (personal) であって、他に委譲できないが、包括的または特定の権限を他の取締役または第三者に付与することができる(新法第二七〇条)。この包括的または特定の権限の付与を受けた第三者が支配人 (Gerente) である。

四 会社の取締役の一般的義務は善良な取引人の誠実さおよび入念さをもって行動することであって(新法五九条)、特別なものとして競業避止義務(新法二七三条)、自己取引に関する現定(新法二七一条、二七二条)もおかれる。

そして右の基準による職務の不良な執行について、また、法令、定款などの違反、故意、権限乱用、重大な過

失により生じた損害につき、取締役は、会社、株主および第三者に対して無限かつ連帯の責任を負う（新法二七四条）。

この責任を免れるのは次の場合に限られる。

i かかる議事に参加しなかった場合、たとひ参加しても、書面をもって反対の意思を表示し、かつ直ちに監査役に通知している場合（新法二七四条二項）。

ii 法令、定款等の違反がない、または資本の五〇パーセントの少数派の反対のないときであって、総会でその業務執行を承認した、または明示の放棄もしくは和解のあった場合（新法二七五条）。

また、旧法になかった取締役の民事責任の訴に関する規定もおかれた（新法二七六条ないし第二七九条）。

一五

一 株式会社の監査には私的監査と公的監査の二つがある。公的監査は監督官庁（現在は法人監督局）の行なりものであって、これについて前述したのでくりかえさない（本稿、一〇、一三七ページ参照）。私的監査には監査会によるもの、監査役によるもの、さらに、強いて言えば、株主によるものがある。次に監査会による監査と監査役による監査を素描する。

二 監査会（Consejo de Vigilancia）の設置は任意であって、すべての会社に設けけることは義務づけられていない（新法二八〇条）。定款の規定によりこれがおかれる場合、後述する監査役を廃止して、代りに会計検査役（auditores）をおいてもよい（新法二八三条）。

アルゼンチン一九七二年新会社法の素描(二)

監査会構成員の員数は三名ないし一五名で、総会で累積投票により、また種類別の総会で株主の中から選任される(新法二八〇条)。

その職務権限は業務および会計の監査に及び、ドイツの監査役会(Aufsichtsrat)の如く強力なものである。その職務権限は次の如し(新法二八一一条)。

- i 取締役または取締役会の業務執行の監査
- ii 必要とみなす場合など総会の招集
- iii 定款にその旨の規定のある場合 一定の業務行為に同意すること
- iv 定款にその旨の規定のある場合、取締役会構成員を任命すること
- v 営業報告書、計算書類に関する意見を総会に提出すること
- vi 株主の告発等について調査委員会を任命すること
- vii その他。

その他、監査会構成員の選任手続、任期、欠格事由、報酬、責任、など、さらに、監査会の組織運営などについて取締役または取締役会に関する現定を準用する(新法二八〇条)。

三 監査役(Sindico)の員数は一名でもよいが、公開会社の場合、員数は奇数でなければならないので(新法二八四条一項、二項)、少なくとも三名と解する。

正監査役と同数の代行人も選任される(新法二八四条一項)。

監査役を選任するのは株主総会であるが、その際、取締役の場合と同じく、累積投票の制度をとることが許さ

れており（新法二八九条）、数種の株式の存するとき、種類別総会で選任することも認められており（新法二八八条）、また、複数議決権株が発行されているときでも、一株一票で選任投票がなされる（新法二八四条三項）。

次に、監査役の被選資格として次のことが要求される（新法二八五条、二八六条）。

- i 弁護士、公認会計士 (contador público)、企業経営に関する学位を有する者、またはこれらの専門職の者のみにより組織された組合 (sociedad civil)。
 - ii 国内に住所を有すること。
 - iii 次の欠格事由を有しないこと。
 - a 無能力者、詐欺破産者、公務員など、取締役となることができない者。
 - b 同一会社、支配会社、従属会社の取締役、支配人および従業員。
 - c 取締役および総支配人の配偶者、四親等内の血族、二親等内の姻族。
- 監査役の数が複数の場合、監査役会 (Comisión fiscalizadora) を構成する。その組織、運用については定款の定めによる（新法二九〇条）。
- 監査役の主要な職務権限は業務および会計の監査に及ぶが、その中で次のものが目につく（新法二九四条）。
- i 取締役会、執行委員会、株主総会のすべての会議への出席の義務。
 - ii 会社の財務に関する報告書を普通総会に提出すること。
 - iii 資本の二パーセントを代表する株主の請求するとき、解説し、かつその告発を調査すること。

一六

国家多数参加株式会社 (Sociedad Anónima con Participación Estatal Mayoritaria) に関する規定は第六節におかれる。

民間資本と国、地方公共団体などの共同出資による会社を公私合併会社 (Sociedad de Economía Mixta) というが、そのうちの、公共資本の出資比率が五一パーセント以上のものを国家多数参加株式会社という(新法三〇八条)。取締役、監査役の選任において少数派の立場を考慮した規定がある(新法三二一条)。

一七

株式会社合資会社 (Sociedad en Comandita por Acciones) に関する規定は第七節におかれている。新法の規定で目立つ点はない。この会社形態はわが国ではすでに、昭和二五年に廃止されているが、アルゼンチンではまた広く利用されているために、⁽¹⁾規定が存置されたのであろう。

(1) Jorge L. R. Fortin y Enrique Zaldivar, *Sociedades en Comandita por Acciones*, 2a. ed., 1961, Buenos Aires, p. 122.

一八

社債に関する旧法は一九二二年法律第八八七五号で、その内容は大陸法と英法の折衷であった。新法の内容は

基本的には現行法とほぼ同様である。ただ、アルゼンチン経済のおかれている状況、すなわち、外資導入の必要性を考慮して、外貨建発行を認めていること（新法三三二条三項）、発行時の受託者を銀行に限定していること（新法三四一条）、受託者の権限を強化して、取締役会への出席権、一定の場合、取締役の職務停止を申立てる権利を認めていること（新法三四四条）などが目につく。

一九

商業帳簿、計算書類などについて、新法は、各種の会社別に規定をおかず、まとめて、総則の第九節に規定をおいている。規定は大別して、すべての会社に関するもの（新法六一一条、六七条二項、六八条ないし七二条）と株式の会社および有限責任会社に関するもの（新法六三條ないし六六条、六七条一項）に分けられる。

まず、利益配当（新法六八条）法定準備金（新法七〇条）などの規定もあるが、注目すべきは会計の機械化を予定する規定、および計算書類の構成に関する規定が整備されたことである。

社員・株主の閲覧に供されることとした、登記の義務のある計算書類として次のものが規定された。

- i 貸借対照表 (Balance)
- ii 年度損益計算書 (Estado de Resultado del Ejercicio)
- iii 累積損益計算書 (Estado de Resultados Acumulados)
- iv 附属明細書 (Nota)
- v 補足説明書 (Información complementaria)

アルゼンチン一九七二年新会社法の素描 (二)

アルゼンチン一九七二年新会社法の素描(二)

vi 附属諸表 (Cuadros Anexos)

そして、株式の会社および有限責任会社について右の計算書類の様式も規定している(新法六三条ないし六四条)。

なお、株式会社の普通総会の審議事項の一つが計算書類の承認であるが、計算書類とは次のものをいう(新法一三六条)。

- i 貸借対照表 (Balance)
- ii 損益計算書 (Estado de Resultados)
- iii 利益処分案 (Distribución de Utilidades)
- iv 営業報告書 (Memoria)

110

以上、七二年会社法をきわめて大ざっぱに紹介した。本稿の叙述と並行して、七二年会社法は昨年(七二年)一月二八日に施行された。そしてその具体的適用をめぐり早くも若干の疑義が生じ、その経過措置に関する規定の若干を改正する法律第一九八八〇号が一〇月一日に制定されている(一〇月一八日付官報で公布)。七二年法の深い洞察を試みるには今しばらくその経過を見守りたい。

ただ、七二年法のうち、制度として、わが国の会社法と参考となるもののみをあげよう。

一 支配会社・従属会社の概念を定め、資本の相互持合い等を制限していること。

二 行政的監督制度に關連して、株式会社を閉鎖会社・公開会社に二分し、設立後の行政的監督は、原則として、公開会社に限っていること。

三 会社の機關に關し、執行委員会制を法定し、また、独・仏の如き監査会制度を導入したこと。

四 監査役（監査会の構成員ではない）の資格を弁護士、公認會計士などに限定したこと

五 商業帳簿について會計の機械化を予定する規定をおいたこと。

日本とアルゼンチンとはは經濟条件、社会構造、企業環境等が異なるので、それらの吟味を経ずして、形式的に皮相的に論議することはつしむべきであるが、近時のわが国における商法改正論（たとえば昭和四五年三月四日決定「商法の一部を改正する法律案要綱案」）をみるとき（とくに、第一、三(1)、第一四、一）アルゼンチンの七二年会社法はわれわれにとって、他山の玉にはほど遠いとしても、石とならう。